



## 支社側 労働時間改ざんの実態認めず

### 申21号・繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」に関する緊急申し入れ団体交渉

新潟地本は5月14日、申21号・繰り返しされる「労働時間の改ざんによる賃金未払い」に関する緊急申し入れの団体交渉を行いました。

対策を講じるために労働時間の改ざんであることを認め、全社員に明らかとするよう求めた組合側に対して支社側は、改ざんではなくあくまで業務上のエラーであり、説明は関係社員にのみ行うとの考えを繰り返し、議論は平行線のまま交渉を終えました。

新潟地本は昨年10月13日に、申1号「新潟支社における乗務員の作業実態に合った労働環境・労働時間を求める申し入れ」の団体交渉を行いました。

交渉で支社側は「入換車両とパンタグラフが上昇していない留置車両を連

結する場合、留置車両を活かす時間を付加する」と回答し、吉田駅の併結作業において賃金未払いがあったことを確認しました。

今年3月分の給与で精算が行われたものの、東日本ユニオンからの指摘により新潟支社が精算額について再度確認したところ、夜勤手当が反映されていないことが明らかになりました。

労働時間の改ざんによる賃金未払いが繰り返される事態を看過することはできないことから、支社側の姿勢を質して申し入れを行っていたものです。

未払い発生も是正したので違法ではない

組合側は交渉の冒頭、東日本ユニオンとしては労働時間の改ざんにより賃金未払いが繰り返して発生している認識であること、を述べた上で、労働時間設定の誤りに対する新潟支社の認識を質しました。

支社側は、労働時間設定の誤りはあつてはならないとした一方で、会社として改ざんという認識にはないと回答しました。

なぜ改ざんという認識ではないのか質すと、悪意はないので改ざんという言葉で表すべきではないとしました。

労働時間設定の誤りについて、改ざんという認識はないのか問うと支社側は、組合としての様な言葉を使うかについて関知

止を行い対策していくと、する支社側に対し組合側に立つべきだと強く主張し、二度と発生させないと言いつつ繰り返して発生させたいと述べた。

業務上のミス 全社員へ説明は必要なし

今回の事象が会社に与える影響について支社側の考えを質すと、賃金に係わることで社員と会社の信頼に係わり、これに係わる労力、時間を考えれば影響は大きいとの考えを示しました。

その上で、今回の事象は制度設計上のエラーではなく事務手続き上のエラーであるとして、関係する社員には説明して、個別にお詫びしていると説明しました。

組合側は、これまでの事象により社員は非常に強い不信感を抱いていることを指摘した上で、全社員に謝罪するべきではないかと質しましたが、事務担当者間では周知されているが、全社員となるのは少し飛躍しているとして、個別に対象の社員に対応していくとしました。

関係者だけで終わらせ

させている現実を指摘し、まずは改ざんという認識に立つべきだと強く主張しました。

たとえれば隠いであり、重く受け止めていると言

点呼時刻を基準に精算 夜勤手当を失念

1684Mの吉田駅での併結作業に関する未払い分の賃金について支社側は、今年3月の給与支払いで精算したが、一部手当が反映されていなかったため速やかに再計算を行い、4月の給与支払いで対応したと回答しました。

何に対する精算なのかを質すと、4月精算分は夜勤手当失念分、3月精算分は併結作業の付加時間に對するものだとしました。

併結時間分の精算額の算出方法について考えを質すと、今回の事象では作業終了後に点呼があったことから、点呼の記録に基づいて最大10分の付加としたことを明らかにしました。

不足していた時間は何分なのかを質すと、併結相手の1682Mを留置状態から活かすための時間10分であるとした。

付加する時間は運転士、車掌とも一律なのかを質すと、一律であり、実際の点呼時刻で精算しているとした。

作業を行った乗務員全員に10分を付与したので

出た社員だけを対象に精算しているとしました。

労働時間が10分不足していたのにも関わらず、不足していた10分ではなく、1時05分から起算して精算した根拠を質すと支社側は、点呼時刻で把握できるため、点呼時刻までに間に合ったものについては精算しないことと整理したとしました。

面において、点呼時刻に遅れるという乗務員申告に対する新潟支社の対応を明らかにすること。

3. 併結作業時に留置車両を活かす場合、付与する必要な労働時間は何分なのか明らかにすること。

4. 吉田駅において乗務員による併結作業はいつから行っていたのか明らかにすること。また、必要な労働時間が付与されていない期間を明らかにすること。

5. 2024年3月給与で精算された未払い賃金の精算方法を明らかにすること。

6. 2024年3月給与において、関係社員に対する精算の説明内容を明らかにすること。

7. 当該行路に乗務した全社員に対し、不足していた作業時間を加味した精算を行うこと。

■申23号 申入れ項目

1. 東日本ユニオン新潟地本申1号、第6項の会社回答における調査結果を明らかにすること。
2. 2022年度新潟運輸区運輸士行路B1233行路の吉田駅到着点呼場



吉田駅に停車中の列車